

第百二十六回国 参議院文教委員会會議録第八号

平成八年五月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十四日 補欠選任 青木 薪次君

五月十五日 三重野栄子君

馳 浩君

青木 薪次君

補欠選任

橋本 聖子君

出席者は左のとおり。

委員長 小野 清子君

理事 木宮 和彦君

委員 山下 栄一君

井上 裕君

釜本 邦茂君

世耕 政隆君

橋本 聖子君

石田 美栄君

菅川 健二君

浜四津敏子君

林 寛子君

阿部 幸代君

堂本 暁子君

政府委員

文部大臣 奥田 幹生君

文部大臣官房長 佐藤 慎一君

文部省学術国際局長 林田 英樹君

事務局長 青柳 徹君

常任委員会専門員

青柳 徹君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野清子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、馳浩君が委員を辞任され、その補欠として橋本聖子君が選任されました。

○委員長(小野清子君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野清子君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に三重野栄子君を指名いたします。

○委員長(小野清子君) 日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。奥田文部大臣。

このたび、政府から提出いたしました日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学術研究は、人文・社会・自然科学のあらゆる分野にわたり、真理の探究を目指して行われる普遍的な知的創造活動であり、その成果は、人類の知的共有財産として、それ自体すぐれた文化的価値を有するとともに、その応用や技術化を通じて、人類・社会の発展の基盤を形成するものであります。

二十一世紀を目前に控え、我が国が今後、潤いや活力に満ちた社会を構築し、国際社会で信頼と尊敬を確保していくためには、学術研究を未来への先行投資と位置づけ、豊かな国民生活の実現、社会・経済の発展に資する新産業の創出、地球規模問題の解決などをもたらす創造性豊かな学術研究を積極的に推進することが極めて重要となっております。

このため、日本学術振興会への出資制度を創設し、大学等の研究機能を活用することにより、我が国の未来の開拓につながる知的資産の創出が期待される学術研究を推進しようとするのが、今回の改正の趣旨であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、日本学術振興会の目的及び業務の規定の改正であります。学術の応用に関する研究を行うことを日本学術振興会の目的及び業務に追加するものであります。

第二は、資本金に関する規定の新設であります。政府から日本学術振興会への出資規定を設け、日本学術振興会の資本金を百十億円とするものであります。

第三は、業務の委託の規定の新設であります。

今回追加される学術の応用に関する研究の業務の一部を委託することができることにするものであります。

また、行政改革の趣旨に沿って、理事の任命及び解任を会長が文部大臣の認可を受けて行うこととするともに、財務諸表の官報公告など財務内容の公開に関する規定を設けることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

なお、衆議院において、施行期日等に関する附則の規定が修正されましたので、念のため申し添えます。

○委員長(小野清子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第二十条・第二十一条)を」(第二十条一第二十一条)に改める。

第一条中「日本學術振興会は」の下に「、學術の
応用に関する研究を行うとともに」を加え、「行な
い」を「行い」に改める。
第四条の次に次の一条を加える。
(資本金)
第四条の二 振興会の資本金は、百十億円とし、
政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で
定める金額の範囲内において、振興会に追加し
て出資することができる。
3 振興会は、前項の規定による政府の出資があ
つたときは、その出資額により資本金を増加す
るものとする。

第十條中「役員は」を「会長、理事長及び監事は」
に改め、同條に次の一項を加える。
2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命
する。

第十三條中「文部大臣は、」を「文部大臣又は会長
は、それぞれその任命に係る」に改め、同條に次
の一項を加える。
3 会長は、前項の規定により理事を解任しよう
とするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を
受けなければならない。

第二十條第一項各号列記以外の部分中「行なう」
を「行う」に改め、同項第六号中「行なう」を「行
う」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中
「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第六号と
し、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中
「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号と
し、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号
を同項第三号とし、同項第一号中「行なわれる」を
「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を
同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を
加える。

一 學術の応用に関する研究を行うこと。
第二十條の次に次の一条を加える。
(業務の委託)
第二十條の二 振興会は、文部大臣の認可を受け
て定める基準に従つて、前條第一項第一号に掲

げる業務の一部を委託することができる。
第二十五條の見出しを「(財務諸表等)」に改め、
同條第一項中「次項を」以下この條に改め、「こ
れに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を
加え、「当該事業年度の」を削り、「決算報告書」の
下に「(次項において「業務報告書等」という。)」を
加え、「つて」を「付けて」に改め、同條第二項を
次のように改める。

2 振興会は、前項の規定による文部大臣の承認
を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に
公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに
業務報告書を事務所に備えて置かなければな
らない。
第三十八條中「三万円」を「二十万円」に改める。
第三十九條中「三万円」を「二十万円」に改め、同
條第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。
第四十條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日
平成八年四月一日から施行す
る。
(役員任命に関する経過措置)
2 この法律の施行の際現に理事である者は、そ
の際改正後の日本學術振興会法(以下「新法」と
いう。第十條第二項の規定により理事として任
命されたものとみなす。
3 前項の規定により任命されたものとみなされ
る理事の任期は、新法第十一條第一項の規定に
かかわらず、この法律の施行の際におけるその
者の理事としての残任期間と同一の期間とす
る。
(財務諸表等に関する経過措置)
4 新法第二十五條の規定は、平成七年四月一日
に始まる事業年度に係る同條の財務諸表及び附
属明細書並びに業務報告書等から適用する。
(罰則に関する経過措置)
5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
の一部を次のように改正する。
第七十二條の四第一項第三号中「日本芸術文
化振興会」の下に、「日本學術振興会」を加え
る。
第七十二條の五第一項第六号中、「日本學術
振興会」を削る。
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
7 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する日本學
術振興会の事業年度に関する地方税法の規定の適用について
は、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び
施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業
年度とみなす。
(法人税法の一部改正)
8 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部
を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本開發銀行の項の次に
次のように加える。
日本學術振興会 日本學術振興会法(昭
和四十二年法律第一百
十三号)
別表第二第一号の表日本學術振興会の項を削
る。
(法人税法の一部改正に伴う経過措置)
9 施行日の属する日本學術振興会の事業年度に関する法人税法
その他法人税に関する法令の規定の適用については、その事業
年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からそ
の事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみな
す。
(登録免許税法の一部改正)
10 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)
の一部を次のように改正する。
別表第二日本育英会の項の次に次のように加
える。
日本學術振興会 日本學術振興会法(昭
和四十二年法律第一百
十三号)

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、聴覚障害者のテレビ、ビデオ等の字幕・手
話付き視聴を可能にする著作権法の改定に関
する請願(第二九一号)(第一三二七号)
第一二九一号 平成八年四月二十六日受理
聴覚障害者のテレビ、ビデオ等の字幕・手話付き
視聴を可能にする著作権法の改定に関する請願
請願者 群馬県前橋市元総社町二、二一六
ノ七 渡辺澄江 外千名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。
第一三二七号 平成八年五月一日受理
聴覚障害者のテレビ、ビデオ等の字幕・手話付き
視聴を可能にする著作権法の改定に関する請願
請願者 東京都新宿区市谷台町一四MSビ
ル市ヶ谷台二F 高岡正 外千名
紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第九三五号と同じである。

平成八年五月二十二日印刷

平成八年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A